

## おおさか男女共同参画プランの概要 ～自分らしく のびやかに 生きる社会をめざして～

### 第1 計画の基本的な考え方 (1~6頁)

- 1 計画の性格 (1頁) ・この計画は、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画です。  
・大阪府の男女共同参画社会の実現に向けた行政運営の基本指針

### 2 計画の目標 (1頁)

**計画のめざすもの** 男女共同参画社会の実現をめざします。

**男女共同参画社会とは**

- ① 性別によって差別されたり、性別を理由に排除されたり、性別によって決めつけが行われたりすることのない、一人ひとりの人権がこれまで以上に尊重され、すべての人がともに生きることができる社会
- ② 女性も男性も、社会の対等な構成員として尊重され、自ら望むことに参画することができ、ともに意思決定にかかわり、持てる能力と個性を發揮して、ともに喜びと責任を分かち合うことのできる社会
- ③ 女性も男性も、職場、家庭、地域社会の中で、協力し合い、その一員としての役割を果しながら、自己実現の場を見出すことのできる環境が整備された社会
- ④ 経済的、精神的に自立し、地域のネットワークに支えられ、安心して安全に自分らしく暮らすことのできる社会

男女共同参画基本法では、次のように定義。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(第2条)

### なぜ男女共同参画社会の実現がもとめられるのでしょうか

- ・女性も男性も一人ひとりの人権が尊重される社会の実現
- ・性別役割分担による決め付けが、男性が家庭生活や地域生活を楽しむことを難しくしたり、女性が社会参加の意欲をもちつつも、社会の様々な場で苦難することを困難に。
- ・少子・高齢化、経済のグローバル化、情報ネットワーク社会の進展など社会経済情勢の変化に対応しながら、豊かな社会とするためには、女性も男性も、性別にとらわれることなく、自由な意志で自らの生き方を選択し、その個性を輝かせ、持てる能力を十分に発揮できる社会が求められている。

### 3 計画の基本的視点 (2頁)

**視点1 男女の人権を尊重します**

**視点2 固定的な性別役割分担意識をなくします**

### 4 計画の期間 (3頁)

平成13年度からおおむね平成22年度までの10年間

### 5 計画の背景 (3頁)

- ・平成11年度府民意調査 「男は仕事、女は家庭」という考え方 肯定的に回答 女性4割、男性6割  
⇒固定的な性差観が依然として残っている状況。
- ・大阪府の審議会等への女性委員の割合 25.7%  
⇒政策方針決定への女性の参画はなお一層求められている。
- ・子育て期の女性の労働率 大阪府は他都道府県に比べて、M字の谷が深くなっている。
- ・H12年の大阪府の合計特殊出生率は、1.28(全国第40位の低さ)
- ・女性の抱える悩みについての相談状況 DVやセクシュアルハラスメントに関するものが年々増加

### 第2 施策の基本的方向 (7~32頁)

2つの基本的視点を踏まえて、「10本の柱」を施策の基本的方向とする。《詳細は、別紙参照》

### 第3 計画の推進 (33~35頁)

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>1 男女共同参画を推進する条例の制定 (33頁)</p> | <p>・府と府民が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けての取組を進めるために条例を制定</p>                                 |
| <p>2 推進体制の強化 (33頁)</p>          | <p>・府内体制の整備・強化</p>   |
| <p>3 府民や国・市町村との協働 (34頁)</p>     | <p>・大阪府が男女共同参画のモデル職場に</p>  |
| <p>4 計画の進行管理 (34頁)</p>          | <p>・NPOとの協働による男女共同参画の推進</p> <p>・国・市町村との連携協力</p> <p>・施設の検討・評価等</p> <p>・推進のための指標</p> |

### ■指標一覧 (36頁)

- 府における審議会等の女性委員の割合
- 府における女性職員の役職者比率(知事部局全職種)
- 固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合
- 府内の男女共同参画計画策定市町村の割合
- ドーンセンター情報ライブラリーの男女共同参画関連資料・データ数
- 職場における平等感
- 保育所入所待機児童数(大阪市・堺市を除く)
- ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数
- リプロダクティブ・ヘルス/ライフという考え方についての社会的認識の浸透度
- 公立小・中・高等学校、盲聾養護学校における管理職に占める女性教員の割合

### ■用語の解説 (37頁)

- NPO (Nonprofit Organization)
- エンパワーメント
- ポジティブ・アクション
- ジェンダー
- セクシュアル・ハラスメント
- ファミリー・サポート・センター事業
- ストーカー行為
- 夫・恋人等からの暴力
- リプロダクティブ・ヘルス/ライフ  
(性と生殖に関する健康と権利)

## 第2 施策の基本的方向

### 1 社会的な意思決定への女性の参画拡大 (9頁)

(1) 大阪府における政策・方針決定過程への女性の参画の促進  
 ア 委員会等委員への女性の参画促進  
 イ 女性職員・教員の職域拡大と政策決定に関与する職への登用の促進

(2) 企業における女性の登用促進に向けた啓発  
 ア 企業のポジティブ・アクションの促進に向けた啓発  
 イ 大阪府出資法人に対する協力要請

(3) 地域活動組織等への女性の参画の促進  
 ア 地域活動組織等への女性の参画の促進  
 イ 女性リーダーの養成

### 2 男女共同参画に向けての意識形成 (11頁)

(1) 慎行の見直しと男女共同参画に向けての広報・啓発活動の展開  
 ア 多様な媒体・機会を通じての広報・啓発  
 イ 男性への啓発  
 ウ 働く場での意識づくり

(2) 男女共同参画に關わる調査・研究、情報の収集・提供  
 ア 男女共同参画に關わる調査・研究、情報の収集・提供

### 3 働く場での男女平等の推進 (13頁)

(1) 雇用の場における男女の均等取扱いの推進  
 ア 男女労働者の均等な機会と待遇の確保のための啓発等  
 イ ポジティブ・アクションの推進  
 ウ 妊娠・出産による不利益取扱いへの対応  
 エ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

(2) 女性の能力発揮促進のための援助  
 ア 女性の職業能力開発の促進  
 イ 再就職支援

(3) 多様な働き方への支援  
 ア 労働時間短縮及び休憩制度等の充実の啓発  
 イ 短時間労働者の労働条件の向上への取組  
 ウ 情報通信機器を活用した働き方への取組  
 エ 女性起業家支援  
 オ 自営業等に從事する女性の地位の向上への取組

### 4 総合的な子育て環境整備 (17頁)

(1) 社会全体での子育て支援  
 ア 相談・情報提供の充実  
 イ 地域における子育て支援の推進  
 ウ 児童虐待対策の推進  
 エ 子どもの保健・医療の推進  
 オ ひとり親家庭や障害児への支援  
 カ 子どもがのびのびと育つ教育等の推進  
 キ 子育て家庭の経済的負担の軽減

(2) 仕事と子育ての両立支援  
 ア 育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発  
 イ 保育サービスの充実  
 ウ 男性の子育て参画の促進

### 5 高齢者や障害者が生きがいをもって安心して暮らせる環境の整備 (20頁)

(1) 高齢者福祉の充実及び就業促進  
 ア 介護保険制度の円滑な運営  
 イ 介護予防・生活支援施策の推進  
 ウ 人材の確保  
 エ 就業機会の確保・拡大

(2) 障害者の福祉・就労の充実  
 ア 障害者の福祉・就労の充実

(3) すべての人にやさしいまちづくりの推進  
 ア 福祉のまちづくりの推進  
 イ 住宅・住環境の整備  
 ウ 安全・安心まちづくりの推進

### 6 女性に対する暴力の根絶 (23頁)

(1) 女性に対する暴力の根絶に向けての基盤づくり  
 ア 女性に対する暴力を許さない社会の意識醸成  
 イ 幅広い関係機関や関係者等による連携体制の整備  
 ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

(2) 女性に対するあらゆる形態の暴力への対策の推進  
 ア 夫・恋人等からの暴力への対策の推進  
 イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進  
 ウ 性犯罪への対策の推進  
 エ 買売春への対策の推進  
 オ ストーカー行為等への対策の推進

### 7 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保 (26頁)

(1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解の促進  
 ア リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発の推進  
 イ 性に関する情報の提供と性教育の推進

(2) ライフステージに応じた健康対策の推進  
 ア 思春期における保健対策の推進  
 イ 妊娠・出産期における健康支援  
 ウ 成人期・高齢期における健康づくりの推進  
 エ 習慣性物質などによる健康被害の防止

### 8 メディアにおける女性の人権尊重 (29頁)

ア 女性の人権を尊重した表現の推進  
 イ メディア・リテラシーの育成

### 9 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 (30頁)

(1) 男女平等を進める教育・学習の推進  
 ア 学校における男女平等教育の推進  
 イ 家庭・地域等における男女平等に関する教育・学習の推進

(2) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の充実  
 ア 自己実現を可能にする学習機会の確保  
 イ 女性のエンパワーメントのための能力開発、学習機会の充実  
 ウ 市民的活動への参画促進

### 10 地球的視点での男女共同参画の推進 (32頁)

ア 國際的な男女共同参画に関する情報の収集・提供  
 イ 異文化理解の促進と在住外国人女性に対する支援